

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月21日から同年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち昭和59年10月1日から60年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月21日から同年4月10日まで  
② 昭和59年10月1日から60年10月1日まで

昭和59年4月1日付けでA社B事業所から、同社D事業所に転勤した申立期間①について、年金記録が無いことになっているが、同社には継続して勤務している。

また、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額が少なく記録されているが、当時給与の減額等は一切無い。

いずれの期間も、当時の給与支給明細書で保険料控除額が確認できるので、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書及び事業所の回答により、申立人は、A社B事業所に継続して勤務し（昭和59年4月10日にA社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年3月から同年8月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月11日から19年9月1日まで  
② 平成20年3月1日から同年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受領していた給与と相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給料計算書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、給料計算書及び賃金台帳により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超える報酬月額（20万円）の支払いを受けていたことが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当該期間のうち平成18年7月及び同年8月はオンライン記録と一致しており、同年9月から19年8月まではオンライン記録を下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年12月9日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

A社の人事異動により、同社B事業所から他市の同社C工場に転勤になったが、継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年4月1日に同社B事業所から同社C工場に異動、同年12月9日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社C工場は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。しかし、申立期間において、申立人が名前を挙げている同僚は、いずれもA社（本社）で厚生年金保険に加入していることから、同社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様に昭和35年4月1日にA社B事業所において資格喪失し、同日にA社において資格取得した複数の同僚の標準報酬月額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所には該当しなくなっており、当時の役員も所在不明で確認することができないものの、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 40 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和 38 年 8 月から、住み込みでA社のB部門に勤務していた証拠として当時の郵便はがきを提出するので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人宛ての郵便はがき及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて、A社の元事業主の妻は、「申立人が厚生年金保険に加入していない期間がある理由については分からないが、当時、入社後3か月ほどで厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているものの、同社で製造を担当していた者からは、「入社後2年ほどは厚生年金保険に加入していなかったが、その後希望したことにより加入したと記憶している。また、当時は入社してもすぐに退職する人が多かったので、入社後すぐには、加入させていなかったと思う。」との供述を得ている。

また、オンライン記録によると、A社において、被保険者の資格喪失後に資格を再取得している者が10人確認できるところ、このうち同社に継続して勤務していたとする2人のうち1人は、「私は、勤務期間のうち、入社後の3か月間と勤務途中の期間、厚生年金保険の加入記録が無いが、未加入の理由は不明である。」、もう1人は、「私は、入社から退職まで継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していない期間が約37か月あるが、会社



の経営状態が悪い時期であったことから、加入していなかったと思う。」と供述していることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案 444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 5 月から 56 年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

当時の失業保険被保険者証を保管しており、申立期間①はA事業所、申立期間②はB社で厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 48 年 5 月 1 日から同年 12 月 27 日までの期間、49 年 4 月 13 日から同年 12 月 21 日までの期間、50 年 4 月 5 日から同年 12 月 21 日までの期間及び 51 年 4 月 1 日から同年 12 月 18 日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は昭和 54 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所に照会したところ、「所管施設の職員の厚生年金保険は、施設ごとではなくA事業所が適用事業所となっている。同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 4 月 1 日からであり、それ以前に勤務していた臨時職員等については、各自で国民健康保険や国民年金に加入していた。」との回答を得ており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 53 年 6 月 1 日から 57 年 4 月 4 日までの期間において、B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立人はパート社員として勤務していた。パート社員は雇用保険には加入したが、厚生年金保険には加入していなかった。当時、勤務していた女性社員の中には、夫の被扶養者となるために、給与の金額を一定額に抑えたいという要望があり、待遇や勤務日数を調整している人がいた。申立人もその一人ではないかと思う。」との供述を得ているところ、事業主から提出のあった申立人の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」及び「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」によると、雇用形態は「パートタイム」、賃金支払の態様は「時間給」となっており、離職日以前の 7 か月間の勤務日数の平均が約 14 日、賃金の平均が約 4 万 4,500 円となっていることから、事業主は供述どおり申立人の賃金を被扶養者の収入限度額内に抑えるよう調整し、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 53 年 12 月 4 日に国民年金に任意加入し、57 年 3 月までの保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月から 34 年 11 月まで  
: ② 昭和 35 年から 36 年まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

昭和 31 年 8 月から 34 年 11 月まで A 社に自動車運転手助手として、35 年から 36 年までは B 社で同じく運転助手として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の責任者も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間において A 社で社会保険事務を担当していた者は、「当時、同社では株主がトラックを所有しており、株主や株主が使用している人達を保険に加入させていた。助手で保険に加入させていた例はほとんど無かったと思う。」と供述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人が B 社に勤務してい

たことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の責任者も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間と同時期にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、「社会保険の手続は全て社長が行っていたので、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」との供述を得ている。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。

昭和27年5月から29年5月までA社に勤務しており、一緒に勤務した友人や妻に厚生年金保険の加入記録が有るにもかかわらず、私の記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者に照会したところ、「A社には三年くらい勤務したが、申立人は自分よりも後に入社し、自分が辞めた後も勤務していた。」との回答を得たものの、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入期間は申立期間以前の6か月のみとなっている。

さらに、申立人と同様にA社における厚生年金保険の加入記録が無く、同社の従業員を引き継ぎ新たに設立されたB社において厚生年金保険の適用日と同日の昭和28年11月1日から加入記録のある複数の者に照会したところ、「私は昭和26年3月からA社に勤務した。申立人は私よりも一年くらい後に入社し一緒に勤務した。厚生年金保険の加入や保険料の控除については分からない。また、B社に代わったことも知らない。」「A社には昭和26、27年頃から勤務していたが、厚生年金保険の加入はB社での6か月間だけである。」との回答を得ており、A社では勤務していた者全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社及びB社は既に廃業しており、いずれの事業所も役員の所在は不明で、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。